

## 北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備について

### 《提案・要望の内容》

我が国の経済再生や国土強靱化を推進し、日本海国土軸を形成するため、北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備を実施すること

- 竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業〔直轄事業〕を早期に事業化すること
- 中野地区 国際物流ターミナル整備事業〔直轄事業〕を重点実施により早期完成すること

### <参考>

重要港湾「境港」は、北東アジアゲートウェイとして日本海周辺アジア地域との地理的特性を生かし、その著しい経済発展を我が国の成長に取り込み、「国際競争力の強化」、「観光立国の実現」の一助を成すとともに、大規模災害時の代替性を確保するための「日本海国土軸形成」の一翼を担うなど国土強靱化を推進する上で、益々その重要性が高まっている。

よって、我が国の経済再生や地域の活性化のためには、境港の港湾機能をさらに充実することが重要であり、次の事業を早期に実施することが必要である。

### 竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業

我が国唯一の環日本海定期貨客船は、旅客・貨物とも年々増加するなど安定就航している。

また、2011年のアジアクルーズターミナル協会への加盟を契機に、クルーズ船の寄港が急増し、多くの観光客訪問が期待される。

しかしながら、環日本海定期貨客船は、貨物ふ頭に設置した仮設の旅客ターミナルを使用し、大型クルーズ船は原木などを取り扱う岸壁に係留せざるを得ないことから、景観・異臭の問題や入国手続きに時間がかかるC I Q体制など、乗客の受入体制が十分ではない状況である。

さらに、境港は、今後想定される太平洋側の地震・津波が発生した場合の人流・物流の代替港湾として高いポテンシャルを有しており、このターミナルの整備は、国土強靱化、防災・減災ニューディールの実現に不可欠である。

昨年6月に採択された国の先導的官民連携支援事業では、竹内南地区における「みなと」を核とした賑わいづくりと防災拠点機能を両立できる新たな貨客船ターミナル等港湾機能のあり方について、魅力ある「みなと」のプランを官民一体となって検討し、先般2月21日の最終検討委員会において施設・C I Q規模を決定したところである。

このため、専用岸壁となる貨客船ターミナル整備事業（直轄事業）を早期に事業化することが必要である。

### 中野地区 国際物流ターミナル整備事業

境港では、大型船に対応する係留施設の不足から喫水調整や沖待ちが生じ、また、取扱貨物量の増加によるふ頭用地不足から、原木等の横持ち運搬が必要となるなどコスト高となっている。一方、現在、国内シェア16%を占める境港背後の木材関連企業は、平成26年には増産体制を整える予定で原木輸入の増加を見込んでおり、1日も早い岸壁整備を強く望んでいる。また、昨年10月13日には岸壁整備等の本体工事に着手する運びとなり、これを記念して着工記念式典を開催したところである。

このため、当該事業の重点実施による国際物流ターミナルの早期完成が必要である。

なお、岸壁背後のふ頭用地の確保も急がれることから、当県としても、これまで補正予算によるふ頭用地造成の前倒し等で整備促進を図り、平成26年度には概成する見込みである。

# 早期事業化を！ 竹内南地区 複合一貫輸送に対応した 貨客船ターミナル整備事業〔直轄事業〕

我が国唯一の環日本海定期貨客船や外航クルーズ船に対応した新たな貨客船ターミナルの整備

**課題：**環日本海定期貨客船やクルーズ船 に対応する専用岸壁がなく、大型クルーズ船寄港の際は原木等を取扱う岸壁に係留せざるを得ない状況。このため、「**景観・異臭などの問題**」、「**貨物船との係船調整(沖待ち)**」、「**CIQ体制が不十分(入国手続きに時間がかかる)**」などの問題が生じている。



昭和南地区

貨物船(原木、チップ)とクルーズ船が同一岸壁を利用 (H26年はチップ取扱量も対前年の1.4倍の見込み)

## 【CIQ体制が不十分】

- 入国手続きを**2時間程度**で終わることが不可欠
- 現在の出入国審査ブースでは、**2時間で700人が限界**



## ○現状の暫定対応

大型クルーズ船(約25,000トン級以上)の場合、昭和南地区にしか着岸できないが、仮設ターミナルと離れている(約2km)ため、**船内での仮入国手続き**を行っている。

船内仮入国手続きでは、「船内での仮設備設置に時間がかかる」「船内の電源が安定しない」「船内のためスペースが狭い」などの問題により、**手続きに時間がかかっている。**

**大型クルーズ船の円滑なCIQ対応が可能なターミナル整備が急務！**

## ○クルーズ船の寄港が急増！

- ・2012年 ⇒ 16回寄港
- ・2013年 ⇒ 17回寄港 (乗客数は過去最高で1万人を突破！)
- ・2014年 ⇒ **20回程度寄港で、乗客は約3万人！**

| 2014年寄港予定 |                | 寄港船舶 |          |       |        | 備考     |
|-----------|----------------|------|----------|-------|--------|--------|
| 月         | 船名             | 国    | 総トン数     | 全長    | 乗客定員   |        |
| 4月        | カレドニアン・スカイ     | 英    | 4,200t   | 90.6m | 114名   | 2回寄港予定 |
|           | カレドニアン・スカイ     | 英    | 4,200t   | 90.6m | 114名   |        |
| 5月        | コスタ・ビクトリア      | 伊    | 75,166t  | 252m  | 1,928名 | 2回寄港予定 |
|           | ダイヤモンド・プリンセス   | 米    | 116,000t | 290m  | 2,670名 |        |
|           | ポイジャー・オブ・ザ・シーズ | 米    | 137,276t | 310m  | 3,114名 |        |
| 6月        | マリナー・オブ・ザ・シーズ  | 米    | 138,279t | 310m  | 3,114名 | 2回寄港予定 |
|           | ダイヤモンド・プリンセス   | 米    | 116,000t | 290m  | 2,670名 |        |
|           | ポイジャー・オブ・ザ・シーズ | 米    | 137,276t | 310m  | 3,114名 |        |
| 7月        | マリナー・オブ・ザ・シーズ  | 米    | 138,279t | 310m  | 3,114名 | 2回寄港予定 |
|           | ポイジャー・オブ・ザ・シーズ | 米    | 137,276t | 310m  | 3,114名 |        |
|           | ポイジャー・オブ・ザ・シーズ | 米    | 137,276t | 310m  | 3,114名 |        |
| 8月        | マリナー・オブ・ザ・シーズ  | 米    | 138,279t | 310m  | 3,114名 | 2回寄港予定 |
|           | 飛鳥II           | 日    | 50,142t  | 241m  | 872名   |        |
| 9月        | マリナー・オブ・ザ・シーズ  | 米    | 138,279t | 310m  | 3,114名 | 2回寄港予定 |
|           | 飛鳥II           | 日    | 50,142t  | 241m  | 872名   |        |
|           | ダイヤモンド・プリンセス   | 米    | 116,000t | 290m  | 2,670名 |        |
| 10月       | ル・オーストラル       | 仏    | 10,700t  | 142m  | 264名   | 2回寄港予定 |
|           | マリナー・オブ・ザ・シーズ  | 米    | 138,279t | 310m  | 3,114名 |        |
| 11月       | 飛鳥II           | 日    | 50,142t  | 241m  | 872名   | 2回寄港予定 |

※上記の他、日には決まっていないが、寄港が計画されているものもある

2014年には新たに世界最大手の客船会社(ロイヤルカリビアン社)から13万トン級(乗客3,000人級)大型クルーズ船の寄港予定も10回程度あり、**2013年の寄港回数を上回る勢い！**

しかしながら、2014年の大型クルーズ船の寄港については、**貨物船と係留が重複するため、寄港を断らざるを得ない。**

**専用岸壁となる貨客船ターミナルの整備(早期事業化)が急務！**

## 竹内南地区貨客船ターミナル整備 ~みなとを核とした官民連携による賑わいづくり~



### 【賑わいづくり計画の3つの柱】

- 竹内南地区の
- ①圏域の賑わいづくり方策
  - ②岸壁・ふ頭用地・貨客船ターミナルの確保及びCIQ体制の充実
  - ③防災拠点機能

## 新貨客ターミナルを核にぎわいづくり 最終計画案まとまる 15年度国事業化目指す



# 重点整備を！

## 中野地区 国際物流ターミナル整備事業〔直轄事業〕

外貨貨物の増加、船舶の大型化、既設施設の混雑等に対応した岸壁(-12m)の整備

課題：ふ頭用地の不足に伴う非効率な荷役



貨物船(原木、チップ)とクルーズ船が同一岸壁を利用 (H26年はチップ取扱量も対前年の1.4倍の見込み)



ふ頭再編を行い「原木」を <昭和南地区> から <中野地区> にシフトする！

国際物流ターミナルの 早期完成が必要

### 境港背後の合板工場が拡張 〔合板の安定供給を支えるための増産体制の整備〕



- 設備投資
  - 平成22～26年 39億円
  - 平成23年 1億円
  - 平成24～26年 10億円
 } 50億円
- 雇用創出
  - 工場増設による直接雇用増 30名程度

平成26年には合板の増産体制が 整い原木輸入量が増加

合板増産に伴い原木の野積が増加  
↓  
更に野積場が不足



ふ頭用地の前倒し整備  
 ・国土交通省：泊地浚渫前倒し  
 ・境港管理組合：ふ頭用地造成前倒し

| 区分     | 施設名      | 事業費<br>(百万円) | H23 | H24              | H25     | H26      | H27     | H28   |
|--------|----------|--------------|-----|------------------|---------|----------|---------|-------|
| 直轄事業   | 岸壁(-12m) | 5,000        |     |                  | (地盤改良)  | (岸壁工事)   |         | ..... |
|        | 泊地(-12m) | 990          |     |                  | (浚渫工事)  |          |         | 前倒し   |
| 境港補助   | 道路・緑地    | 50           |     |                  |         |          | (道路工事)  |       |
| 境港管理組合 | 起債       | ふ頭用地         |     | (I期工事)<br>(調査設計) | (II期工事) | (III期工事) | (IV期工事) | 早期完成  |
| 合計     |          | 8,500        |     |                  |         |          |         | 前倒し   |

# 外航クルーズ船寄港および国際航空路線の拡充等に伴うC I Q体制の充実について

## 《提案・要望の内容》

○地方における外航クルーズ船や国際チャーター便の就航について、円滑な受入れを行うため、C I Q体制の充実を図ること。

※本県では、境港がアジアクルーズターミナル協会に加盟し、アジア地域の中国、台湾、韓国など外航クルーズ船の誘致を積極的に行っている。

※また、山陰唯一の国際航空路線である米子～ソウル便に次ぐ、将来の新たな国際定期便就航を睨んで、香港、台湾、中国、ロシア沿海地方等東アジア地域をターゲットにインバウンド国際チャーター便の就航を働きかけ、本県への外国人観光誘客を一層促進する。

※地方における外航クルーズ船、国際航空路線の円滑な運航には、C I Q体制が十分に確保されることが不可欠である。特に、本年2014年には境港への世界最大級（乗客3,000人級）のクルーズ船寄港が予定されており、20回程度の寄港で乗客数は約3万人を見込んでいるところである。

このため、境港へのC I Qに係る人員や審査機器の確保等、C I Q体制の充実が急務となっている。

## <参考>

### 1 平成25年(2013年)の国際定期便の運航状況 (平成26年3月末現在)

| 区分 | 路線・運航日                    | 利用者数     | 利用率    |
|----|---------------------------|----------|--------|
| 空路 | ○米子鬼太郎空港～仁川国際空港（韓国）       | (28,378) | (55.5) |
|    | ○毎週日・火・金曜日運航              | 24,384人  | 47.5%  |
| 航路 | ○境港～東海港（韓国）～ウラジオストク港（ロシア） | (24,940) | —      |
|    | ○毎週金・（土）曜日運航              | 23,888人  | —      |

※上段（ ）は前年実績

### 2 平成25年(2013年)の外航クルーズ船・国際チャーター便の運航実績 (平成26年3月末現在)

| 区分      | 便数  | 運航実績  |
|---------|-----|---|
| 境港      | 17便 | [外航クルーズ船] (年間乗客数：10,896人) 17回<br>[航空便] 台湾：18便、香港：44便、ロシア：4便 |
| 鳥取空港    | 10便 |   |
| 米子鬼太郎空港 | 50便 |   |
| 計       | 77便 |   |

### 3 平成26年度(2014年)の外航クルーズ船・国際チャーター便の運航予定

| 区分      | 便数  | 運航予定   |
|---------|-----|--|
| 境港      | 20便 | [外航クルーズ船] 乗客3,000人級の大型クルーズ船等が境港に入港し、年間乗客数は過去最高で1万人を突破した平成25年の記録を大幅に上回る約3万人を見込んでいる。 |
| 鳥取空港    | 8便  |  |
| 米子鬼太郎空港 | 48便 |  |
| 計       | 76便 | [航空便] 香港、台湾、ロシア、タイなど   |

## 地方税財政の充実・強化について

### 《提案・要望の内容》

- 少子高齢化社会が進む中で、今後、地方の役割が増大していく一方で、地方の財源不足が解消される見込みは立てられていない。恒常的な財源不足を解消するため、地方交付税の法定率引上げを行うこと。
- 地域の実情に応じて行う地方単独事業についても的確に財政需要に反映させるとともに、安定的な財政運営が可能となるよう、歳出特別枠を堅持するなど、地方一般財源総額を確保すること。
- 今回の法人住民税の一部国税化・交付税原資化は、都市と地方の財政力格差の是正を図るものであり、これによって別枠加算の廃止にはつなげないこと。また、引き続き地方法人課税の在り方を検討し地方税源の偏在是正措置を講じること。
- 法人住民税の一部を原資化して平成27年度より措置される交付税の配分にあたっては、制度創設の趣旨に則り、財政力の弱い自治体に、より一層配慮した仕組みとすること。
- 法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、地方の歳入に影響を与えることのないよう、政策減税の抜本的な見直しによる課税ベースの拡大などの代替措置により、必要な地方税財源を確保することを併せて検討すること。

## 「国のかたち」を変える地方分権改革の推進について

### 《提案・要望の内容》

- 国と地方の役割分担の抜本的見直しによる構造改革を進め、中央府省を解体し、国の事務・権限の地方への移譲を一層のスピード感をもって実行するなど、「国のかたち」を変える地方分権改革を推進すること。
- 東京一極集中の中央集権構造、地域間・地域内格差を是正するため、日本海国土軸等の多重型国土軸による地域発展型国土づくりを推進すること。

### 【第4次一括法に伴う対応】

- 第4次一括法を早期に成立させるとともに、事務・権限の移譲が円滑に行われるよう、確実な財源措置、移譲等のスケジュールの調整、研修の実施、マニュアルの整備等を早期に実施すること。  
また、移譲される事務・権限によっては、人材の確保等が必要となることから、必要となる専門知識や事務量を早期に示し、行政運営に支障が生じないようにすること。

#### ※第4次一括法

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を行うため、関係法令の整備を行うもの。(H26.3.14 法案閣議決定、国会提出)

### 【地方分権改革の推進】

- 農地転用やハローワークなど地方からの要望の強い分野を中心に引き続き移譲に向けた検討を進め、地方分権改革をさらに推進していくこと。
- 義務付け・枠付けについては、地域の実情に応じた施設の設置・運営に支障をきたしている「従うべき基準」を廃止又は「参酌すべき基準」へ移行するなどして、地方の自由度を実質的に高めるための見直しを行うこと。
- 「提案募集方式」の導入にあたっては、地方からの提案を真摯に受け止め、その実現に向けた後押しを行うこと。また、具体の事務・権限の移譲にあたっては、全国一律ではなく選択的な移譲を可能とする「手挙げ方式」を導入し、地方分権のさらなる推進を図ること。

#### ※提案募集方式

4月2日に開催された地方分権改革有識者会議において「提案募集方式」の導入方針が示され、4月中に地方分権改革推進本部において正式決定される予定。

### 【道州制の検討】

- 道州制は、地方分権を推進するためのものでなければならず、中央府省の解体再編を含めた統治機構の抜本的な改革を行うべきである。  
道州制の検討に当たっては、重要事項の検討をすべて国民会議に委ねるのではなく、国と地方の協議の場に分科会を設置するなどして十分協議し、県、市町村など当事者たる地方の意見を十分に反映すべきであること。
- また、道州制が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすのかなど、国民が適正に判断できる情報を積極的に発信し、拙速に進めることなく、国民的な議論を十分に尽くすこと。

## 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉について

### 《提案・要望の内容》

- ＴＰＰ協定の締結については、農林水産分野のみならず、国民皆保険制度、食の安全・安心、政府調達など国民生活のあらゆる分野への影響が想定されるため、国民に対する情報開示を適切に行い、協定締結に向けた判断について国民的議論を行いながら慎重に検討、判断を行うこと。
- 今後とも交渉にあたっては、守るべきものは守り、攻めるべきは攻め、国益にかなう最善の道を追求するという姿勢で交渉に臨んでいただくとともに、国内農林水産業の再生及び競争力強化をはじめ必要な分野には適切な支援策を講ずること。

### 【国内農林水産業の競争力強化に向け、求められる対策】

- ① ＴＰＰの交渉にあたっては、米、畜産物など重要品目について、関税措置を継続すること。
- ② 高品質な農林水産物生産のための生産基盤、施設修繕・整備及び大型機械の導入等に対する支援（主に農業水利施設・米の乾燥調製施設・畜舎の整備、森林整備加速化・林業再生事業の拡充・継続、高度衛生管理型の水産市場整備など）を強化すること。
- ③ 漁船の建造、漁業者の収入安定など水産業に対する補助金が、ＴＰＰ協定において原則禁止とされる懸念がある。水産業を守る対策を講ずること。

### <参考 1>

#### ＴＰＰ閣僚会合の（２月 22～25 日 シンガポール）の共同声明骨子

- 最終的な協定に向けた更なる躍進を遂げた
- いくつかの論点は残るが、包括的でバランスのとれた成果に向け、課題を解決するための道筋を付けた。
- 関税など市場アクセスの全分野で、野心的なパッケージ（協定全体）の完成に向けた作業を継続する。
- できる限り早期に結論を得るために必要な努力を続ける。

### <参考 2>

#### ＴＰＰ交渉の関連日程

|             |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| 2013 年 12 月 | ＴＰＰ閣僚会合（12/7～10、シンガポール）で年内妥結を断念  |
| 2014 年 2 月  | ＴＰＰ閣僚会合（2/22～25、シンガポール）で大筋合意を先送り |
| 4 月         | 米大統領が訪日し（4/24～25）、安倍首相と会談        |
| 5 月         | APEC 貿易相会合（5/17～18 中国・青島）        |
| 7 月         | G20 貿易相会合（7/19、豪シドニー）            |
| 11 月        | 米中間選挙（11/4）                      |
| 〃           | APEC 首脳会議（11/10～11、中国・北京郊外）      |

<参考3>

**T P P参加による鳥取県農林水産業への影響額試算**

○国と同様の前提条件で試算

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 農産物       | 2 1 9 億円 (△ 3 2 . 4 %) |
| 林産物 (合板等) | 9 億円                   |
| 水産物 (属人)  | 1 8 億円 (△ 1 1 . 3 %)   |
| 合 計       | 2 4 6 億円 (△ 2 5 . 0 %) |

※ ( ) 内は対県内生産額比

<参考4>

**農業関連施策の制度確立**

○米の所得補償交付金の県内主食用米作付け面積カバー率は9割を超え、全国平均を上回る取組状況。法人化や集落営農の推進、担い手育成にも一定の効果が見られた。

○飼料米等の新規需要米に対して、最大10.5万円/10aの交付金が交付されることで、耕種側も採算の合う安定生産がもたらされ、家畜飼料として定着。

**「農業用機械施設補助の整理合理化について」(通知)**

○昭和57年4月5日付農林水産事務次官依命通知。

○トラクターやコンバイン、畜舎、漁船などは、汎用性があり、個別経営向になじみ、地域の普及度が高いなどの理由から補助対象外とされており、農林水産業者が必要とする機械施設の導入が困難となっている。

**境漁港の高度衛生管理市場整備**

○さかいみなと漁港市場活性化協議会が平成25年3月に作成した「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン」では、「信頼される漁港・市場づくり(漁港・市場機能の強化)」、「活力がある漁港・市場づくり(集荷・販売力の強化)」、「親しまれる漁港、市場づくり(観光連携及び地域活性化の推進)」をビジョンの3つの柱と定め、これを踏まえ、平成25年度から、国直轄による高度衛生管理基本計画の策定に向けた調査を実施しており、本年3月に整備計画(案)を取りまとめ。

《整備計画(案)》

- ・漁業種類、魚種別の専用岸壁化(かにかご、沖合底びき網、いか釣り、マグロ)
- ・専用岸壁化により不足するまき網のスケール売りの水揚岸壁の新設
- ・専用岸壁への車両進入禁止、人の出入り制限

《今後のスケジュール》

- ・本年度、高度衛生管理市場施設整備に付随する関連施設整備についてさらに検討を進める。



## 日豪EPA交渉について

### 《提案・要望の内容》

○このたび、日豪間でEPA締結交渉の結果、豪州産牛肉の関税（現行38.5%）を段階的に削減し、冷凍牛肉は最終的に19.5%まで引き下げられるなど基本合意がなされたところ。

このたびの基本合意の結果は、県内の肥育農家、酪農家への影響が大いに懸念され、今後の経営継続に向けた不安の声が多数寄せられている。

今後、日豪EPAの締結にあたっては、国内農家への影響を慎重に検証するとともに、影響が無いよう肉用牛肥育経営安定対策事業の支援内容を拡充するなど、国において万全な対策を講じること。

### <参考1>

#### **日豪EPA締結交渉（4月7日）の要旨**

- 牛肉は段階的に関税削減、一定量を超える場合はセーフガード発動  
（冷蔵：38.5%→（18年目）23.5%、冷凍：38.5%→（15年目）19.5%）
- チーズは関税割当制度を導入
- 飼料用小麦は無税化
- 食糧用小麦、バター、脱脂粉乳、一般粗糖、精製糖の自由化は再協議
- コメは関税撤廃の対象から除外

### <参考2>

#### **肉用牛肥育経営安定対策事業**

- 国3/4、生産者1/4の負担割合で積立金を造成し、肉用牛の枝肉価格が低落し所得が低下した場合に補てん金（所謂「赤字部分」の8割相当額）を交付するもの。  
（※鳥取県は生産者負担部分の1/3を助成している。）

# 鳥取県の国家戦略特区提案の区域指定について

## 《提案・要望の内容》

○大胆な規制・制度改革によって、地方から我が国経済の活性化を図ろうとする鳥取県の先進的な提案について国家戦略特区として指定すること。

- 1 未来社会創造ディスプレイ・イノベーションプロジェクトを、国際的ビジネス拠点の形成分野として区域指定すること。
- 2 とっとり「医療機器発明」産業化特区を、国際的イノベーション拠点の形成分野として革新的事業連携型（バーチャル特区）に指定すること。

## <参考>

### 1 未来社会創造ディスプレイ・イノベーションプロジェクト【国際的ビジネス拠点の形成】

#### (1) 概要

公道実験の制限を緩和する規制改革等によって、県内ディスプレイメーカーを中心とした新たなディスプレイ開発による国際的イノベーションとビジネスの拠点を形成する。

#### <鳥取県内に存在する主なディスプレイメーカー>

##### ◆(株) ジャパンディスプレイ鳥取工場

車載用ディスプレイ開発・生産等に関し県外工場から100名超の技術者等を鳥取工場に集約し、新製品の研究開発を実施。

・平成26年3月に株式上場。今後車載分野に積極的投資。



車載用ディスプレイ

##### ◆シャープ米子(株)

世界的半導体大手のクアルコム社との共同開発による液晶を使わない次世代(MEMS(メムス))ディスプレイの開発を実施。

・シャープ(株)内に車載関連分野に係る新たな開発チームを立ち上げ。



MEMSディスプレイ

#### (2) 規制改革等の提案

##### ○道路交通法・道路法等での公道実験の制限の緩和(道路交通法第77条)

車載用ディスプレイメーカーが、当県内の直線距離のある道路を活用して車載用ディスプレイ開発の実証実験を実施する際の道路使用手続きに係る規制緩和を提案。

##### ○研究開発税制の拡充

##### ○企業立地を促進するため、都市計画法の規制緩和、農地法の規制緩和を提案

### 2 とっとり「医療機器発明」産業化特区【国際的イノベーション拠点の形成】

#### (1) 概要

①産学官連携による医療機器バレーの構築、②最先端の技術を集積する世界トップレベルのロボット手術センターの設立、③先進的医療による国際交流拠点の形成により、国際競争力の高い医療機器産業の育成を図る。

#### (2) 規制改革等の提案

##### ○ロボット手術における保険外併用療養の許可(健康保険法第86条)

保険外併用療養を許可することにより、保険収載のない術式でも患者の負担が減り、症例数の大幅な増加が見込まれ、新たな手術機器の開発につながる。

##### ○外国人医療スタッフによる特区内医療行為の規制緩和

##### ○医療機器の研究開発促進に係る制度創設

鳥取大学が企業と連携して開発している医療機器



自動推進式内視鏡

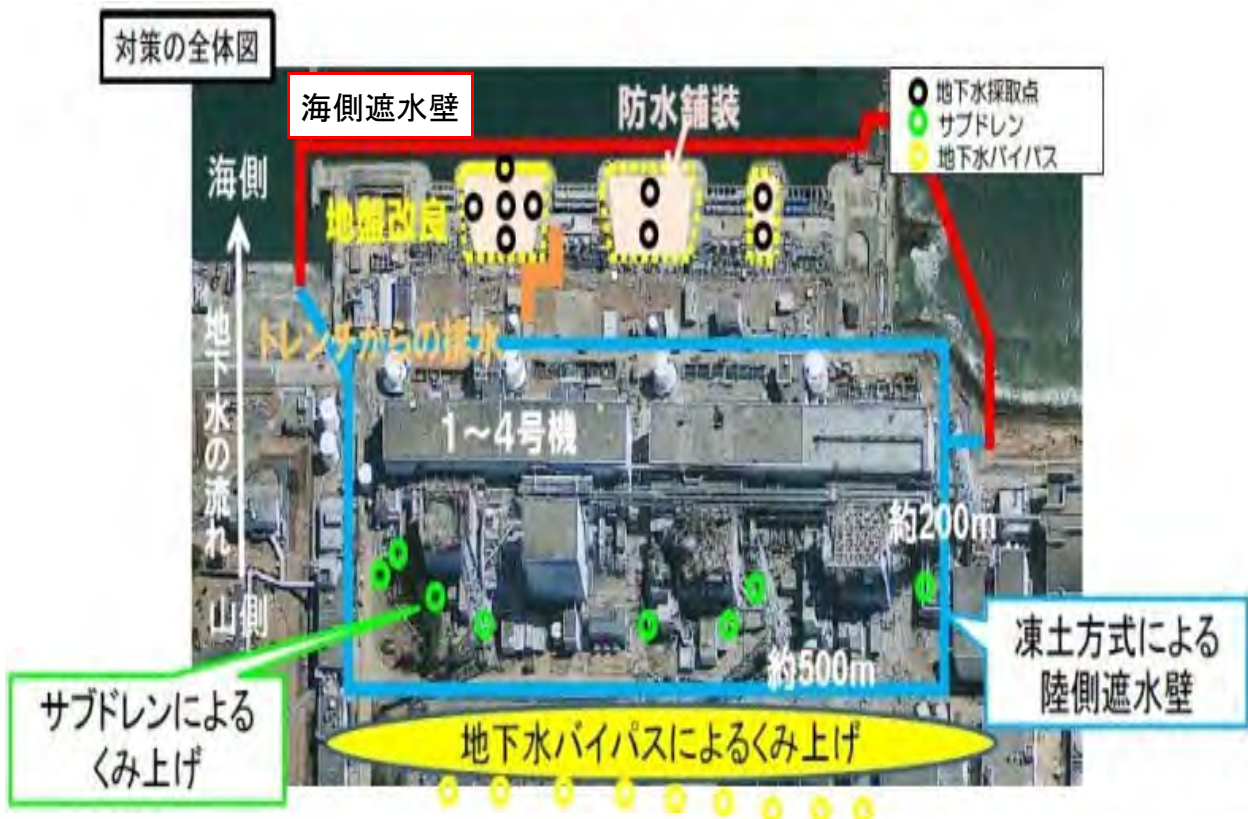
介護用車椅子

## 原子力発電所の汚染水対策について

### 《提案・要望の内容》

- 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、その内容を確認し、具体的かつわかりやすく説明すること。
- 福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
- また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

<参考>福島第一原子力発電所における汚染水問題への対策の概要



## 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

### 《提案・要望の内容》

#### 【原子力発電所の安全対策について】

- 福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。

#### 【島根原子力発電所2号機に係る新規制基準適合性審査について】

- 地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した厳格な審査を行うこと。また、原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、宍道断層をはじめ発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。

- フィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること。また、その内容を具体的かつわかりやすく説明すること。

- 島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民へのわかりやすい説明を行うこと。

#### 【高経年化した島根原子力発電所1号機の安全対策について】

- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、高経年化を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。

#### 【中国電力の周辺地域における対応について】

- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

- 中国電力株式会社に対し、再稼働に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。

- 中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対してわかりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。

- 中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。

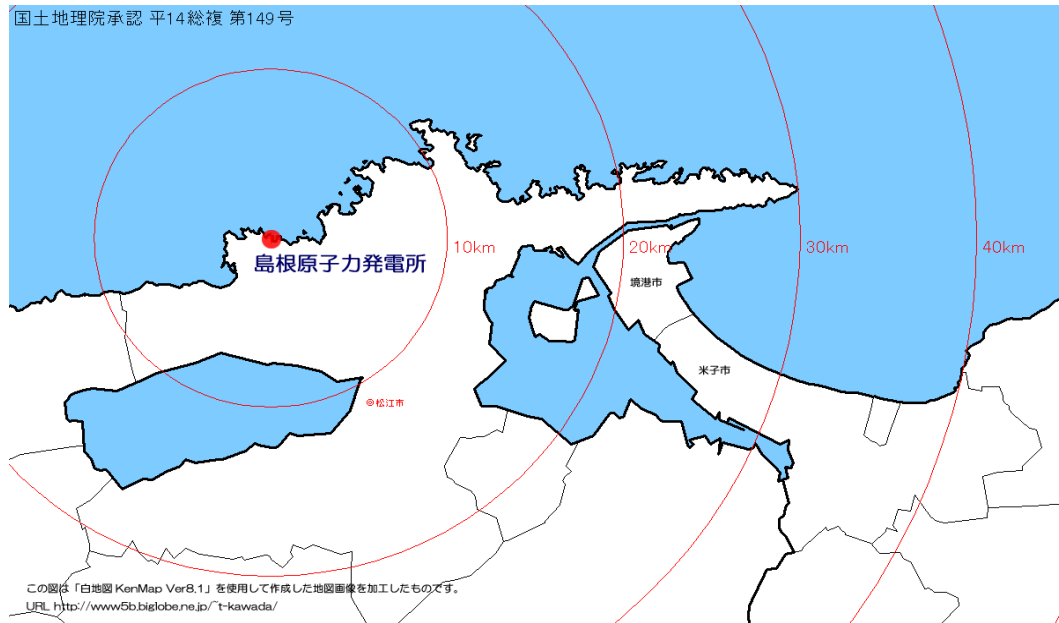
【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

<参考>

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17km。

UPZ（30km圏内）では境港市と米子市の一部が対象となる。



## 原子力発電所における防災対策の強化について

### 《提案・要望の内容》

#### 【国の費用負担について】

- 緊急時防護措置準備区域（UPZ）の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施することが必要であることから、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター（EMC）等の整備を進めており、平成27年度までの3カ年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。また、当該年度の交付金執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであり、整備に時間を要することを考慮し、早期の交付決定を行うなどの対応を行うこと。
- 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費についても、国が負担すること。
- 平成26年度当初予算の執行にあたっては、当県における二次被ばく医療の中心となるホールボディカウンター等の緊急整備ができるよう配慮すること。
- 避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段（バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等）や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。

#### 【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

- 特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のための特別な移動手段及び搬送に付き添う医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療・介護従事者、手話通訳者等）、機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・介護用品等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕組みを構築すること。
- 広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実にできるよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。
- 原子力災害時の屋内退避施設放射線防護対策として、国交付金により医療・社会福祉施設の施設整備を行っているが、数年毎のフィルターの交換など設備の維持管理に多大な経費を要することが予想され、事業者が自己負担できる範囲を超えている現状にあることから、その経費についても国が予算措置を講ずること。また、今後の要援護者の避難方法検討に伴って必要となった追加設備についても、引き続き予算措置を行うこと。

#### 【被ばく医療体制の整備】

- 国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を具体的に示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の早期製品化及び現在のヨウ化カリウム末の製品の調剤が容易な包装単位への変更を製薬メーカーに働きかけること。

#### 【スクリーニングの実施要領の作成等】

- 県独自でマニュアル（実施方法、手順等）を作成し、一定程度の資機材の整備、人的配置等を行ったところであるが、福島での実績や先進事例等を踏まえた科学的根拠に基づく、かつ実効性のある、スクリーニング、簡易除染の実施要領を早期に明示すること。

【広域の放射性物質拡散に備えた体制整備等】

- 原子力災害対策指針において今後の検討課題とされているプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）について、その具体的な範囲や防護措置の内容を示すとともに、必要な財政措置を講じること。
- 拡散シミュレーションについては、地域防災計画上の被害想定への活用にとどまらず、地形や被ばく線量等を考慮した円滑な住民避難を確保する防災ツールとして有効に活用できる手法を開発し、これに基づく予測結果を提供すること。
- 避難の判断を放射性物質放出後のモニタリングの実測のみに頼りすぎることは、無秩序な自主避難を招き、迅速な避難の妨げになるおそれがあるとともに、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがある。島根原子力発電所に係るSPEEDIやERSS等による予測情報は適時適切に住民防護を行う上で不可欠なことから、その信頼性向上を図り具体的な活用方法を明示するとともに、UPZ内においてもPAZ内と同様に、事態の規模、時間的な推移等に応じて、予防的防護措置を講ずるための指標を明示すること。
- UPZ外のモニタリング（航空機モニタリング、海上モニタリング含む。）の実施方針を明示するとともに、災害時の具体的な連絡調整の方法や実施体制を明示すること。
- 県域を越える広域避難が必要になった場合に備え、輸送手段や避難先の確保等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。

【原子力災害時の住民広報】

- 原子力災害時における住民への伝達手段として防災行政無線の個別受信機や防災ラジオ等の普及が必要であり、国交付金の柔軟な運用を図ること。また、原子力発電所のプラント情報、事態の緊急性、周辺への影響に関する見通し、住民への指示事項等についてわかりやすく説明することができるよう、住民向け広報のマニュアルを明示すること。

【専門性の高い防災関係職員の教育研修体制の確立】

- 原子力発電所に係る安全対策及び原子力防災対策については、特殊性及び専門性が高く、また災害の発生時には、広範な対応が必要となるため、これらに従事する地方公共団体職員の教育研修体制を確立し、受講の機会を提供すること。

**島根原発の防災対策費（初期投資）の必要額**

○島根原発の防災対策費（初期投資）に対する国交付金の必要額は概算で約19億円！

・緊急に原子力防災体制の整備が必要。〔H25～H27年度の3カ年整備〕

（単位：百万円）

| 国の支援策                             | 事業内容                                | H25年度<br>事業費         | H26年度<br>所要額          | H27年度<br>所要額         | 計     |
|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|-------|
| 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金                | 防護資機材（可搬型モニタリングポスト11台）整備、普及啓発、防災訓練等 | 211                  | 54                    | 113                  | 378   |
|                                   | 可搬型モニタリングポスト、放射線計測器、防護服等            |                      | 維持管理費等                | 原子力環境センター（仮称）整備に係る機器 |       |
|                                   | 危機管理体制整備等（TV会議システム等）                | 33                   | 95                    | ※維持管理費は別途            | 128   |
|                                   | 設備維持費等                              |                      | ※同上                   |                      |       |
|                                   | 被ばく医療整備等（スクリーニング、ホールボディカウンタ2台等）     | 500                  | 155                   | —                    | 663   |
| ホールボディカウンタ〔鳥取大学附属病院〕              | 8                                   |                      |                       |                      |       |
| 医療機関用除染資機材                        |                                     |                      |                       |                      |       |
| 緊急被ばく医療研修等、安定ヨウ素剤備蓄等（UPZ7万人・調剤機材） | 35                                  | 13                   | —                     | 48                   |       |
| 安定ヨウ素剤関係                          |                                     | 医療用放射線測定機器           |                       |                      |       |
| 小計                                |                                     | 787                  | 317                   | 113                  | 1,217 |
| 放射線監視等交付金                         | モニタリングポスト・システム・測定機器整備、環境試料分析等整備     | 233                  | —                     | —                    | 233   |
|                                   | モニタリングデータ統合のためのシステム改修               |                      |                       |                      |       |
|                                   | 原子力環境センター（仮称）整備等                    | 18                   | 193                   | 238                  | 449   |
| 地質調査、基本設計・実施設計                    |                                     | 建築工事着工、放射能の分析機器を順次整備 | 環境センター竣工、放射能分析機器を順次整備 |                      |       |
| 小計                                |                                     | 251                  | 193                   | 238                  | 682   |
| 合計                                | 3か年で19億円必要⇒                         | 1,038                | 510                   | 351                  | 1,899 |

残り約9億円 必要！

# 大規模災害等への対応能力向上のための 大型輸送ヘリコプターの早期配備について

## 《提案・要望の内容》

- 大規模災害や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を高め、県民の安全を確保するため、本県の航空自衛隊美保基地に、陸上自衛隊の大型輸送ヘリコプター（CH-47JA）及び部隊を早期に配備すること。
- 配備に当たっては、設計や工事の予算要求、事業実施などの節目節目に、ていねいな地元への説明を実施すること。

## <参考>

### 1 大規模災害時の救援活動

- 大規模災害時には道路の寸断等により迅速な救援活動への支障が懸念され、平成23年3月の東日本大震災における救援物資の輸送や、平成20年岩手・宮城内陸地震における孤立集落からの住民救出等の状況にかんがみても、急しゅんな地形と冬季の積雪などの厳しい自然環境にある本県では、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。
- 本県でも、消防防災ヘリコプターの導入など独自の対策を進めているが、冬季を中心に年間約100日間は険しい山岳に阻まれ、太平洋側の他機関からのヘリコプターによる応援が困難な状況にあり、多くの孤立地域が発生する大規模震災時の被災者の救援や緊急物資の輸送にとって、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。
- 平成25年5月に中央防災会議のワーキンググループが取りまとめた「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」においては、被害が比較的少ない都府県は自力で災害対策を行うと同時に、被害の甚大な地域への支援も行うべきであることが指摘されており、被害が比較的少ないと想定される本県内に自衛隊の大型輸送ヘリコプターを配備することは、日本全体で取り組む必要がある南海トラフ巨大地震対策として有用である。

<自衛隊の大型輸送ヘリコプターによる住民避難の様子>



### 2 国民保護措置の必要な事態への対応

- 世界各地でテロ事件が後を絶たない中、北朝鮮は弾道ミサイルの発射実験や核兵器の開発実験を行い、韓国の哨戒艇を撃沈するなど、日本海を取り巻く情勢は緊迫感を増している。
- 当県は約130キロメートルの海岸線で日本海に面しており、こうした状況の中で県民の安全を確保するためには、大型輸送ヘリコプターによる迅速な対応が可能な体制を整えておく必要がある。



## 拉致問題の完全解決について

### 《提案・要望の内容》

- 日朝政府間協議が再開され、拉致問題についての協議が継続されることとなり、拉致問題の解決に向け重大な局面を迎えている。この機を逃さず、「対話と圧力」による解決という方針のもと、あらゆる手段を講じて北朝鮮との交渉をすすめ、松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の帰国を一刻も早く実現すること。

### <参考>

#### 【政府認定拉致被害者】

- ①松本京子さん（まつもと きょうこ米子市出身、当時29歳）：昭和52(1977)年10月21日、自宅近くの編み物教室に向かったまま行方不明。  
※平成18(2006)年11月20日、政府が拉致被害者と認定。  
(全国で17人目、県内初)



#### 【特定失踪者（拉致の可能性が指摘されている人）】 ※特定失踪者問題調査会の公表による

- ②古都瑞子さん（ふるいちみずこ日南町出身、当時47歳）：昭和52(1977)年11月14日、普段着で出かけたまま行方不明。自宅には旅行の切符やポケベルも置いたまま。  
※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断。  
平成19年8月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。



- ③矢倉富康さん（やくらとみやす米子市出身、当時36歳）：昭和63(1988)年8月2日、一人で出漁して行方不明。精密工作機械製作の元エンジニア。  
※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断。  
平成19年10月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。



- ④上田英司さん（うえだ えいじ伯耆町出身、当時20歳）：昭和44(1969)年11月4日、「京都に行ってくる」と東京の下宿家主に言ったまま行方不明。荷物は紙袋一つ。



#### 【拉致の可能性を排除できない事案に係る方】 ※鳥取県警察本部の公表による

- ⑤木町勇人さん（きまち はやと大山町出身、当時20歳）：昭和50(1975)年8月25日、京都府宇治市の下宿先を出て以降、行方不明。



## 日韓地方政府が連携した観光客誘致を支援する取組について

### 《提案・要望の内容》

○日韓地方政府が連携して行う、相互の地域間だけでなく東南アジアなど第3国からの観光客を誘致する取組に対し、訪日旅行促進事業（地方連携事業）を適用できるように支援制度を拡充すること。

- ・鳥取県は友好提携している韓国江原道とともに、両県道を周遊するコースにタイからの観光客を誘致するため、2月にバンコクで開催された旅行博で共同で説明会を開催したところ。
- ・2018年平昌冬季五輪及び2020年東京五輪を控え、日韓の国レベルでは日本政府観光局（JNTO）と韓国観光公社（KTO）が世界の旅行者向けに両国を訪ねるツアーを企画し、欧米や東南アジアなど世界中の旅行社に売り込むところ。

### <参考>

#### ○鳥取県における取組

- ・鳥取県と韓国・江原道は1994年の友好提携以来、様々な分野で交流を継続しているところ。
- ・鳥取県・米子鬼太郎空港と韓国・仁川空港を結ぶ定期国際空路及び鳥取県・境港と韓国・江原道・東海港を経由してロシア・ウラジオストクと結ぶ定期国際貨客船により結ばれている。
- ・これらの定期便と羽田、成田、仁川などへの定期便や、両県・道内の空港を発着するチャーター便を利用してタイなど東南アジアから鳥取県・江原道への旅行商品を誘致するため2月にタイで開催された旅行博に共同出展し、周遊コースをPRした。

#### ※VJ事業で対応可能なもの

- ・地方連携事業：国と地方（自治体及び観光関係団体等）が都道府県の枠を越えて広域に連携して取り組む訪日プロモーション事業
- ・官民連携事業：海外の「日本ブランド」製品／サービス等を“第2の日本大使館”と捉え、連携して訪日プロモーションを展開
- ・在外公館等連携事業：外務本省及び在外公館等との連携協力

#### ※VJ事業で対応できないもの（地方連携事業）

- ・外国の自治体及び観光関係団体等と連携した訪日プロモーション

[H26.2 TITFで行った韓国江原道との共同説明会]



## パラリンピックナショナルトレーニングセンター 競技別強化拠点の指定について

### 《提案・要望の内容》

- 鳥取県では、2020年東京パラリンピックに向け、一体的な推進体制の下で、競技力・指導力の向上、トレーニング拠点等の誘致に取り組んでいる。については、本県のスポーツ施設をパラリンピックナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点に位置づけること。

### <参考> 鳥取県における2020年東京パラリンピックに向けた取組

#### 【推進体制】

- 学校体育以外のスポーツ関係を教育委員会から知事部局に移管し、あわせて障がい者スポーツの競技力向上分野も一元化。（文化観光スポーツ局スポーツ課の設置）
- 本県の行政とスポーツ関係団体のトップを集めた「鳥取県スポーツ戦略会議」を設置し、この中で、障がい者スポーツの強化についても検討。

#### 【競技力・指導力の向上】

- 障がい者スポーツの競技力向上に県単独で予算（13,545千円）を確保。
- 県が独自に公費を投入して強化選手指定を行っているのは、他の都道府県では見られない鳥取県独自の取組。
- 障がい者スポーツの指導者の指導力向上・指導体制の充実を図るとともに、障がい者スポーツの競技力向上の取組を強化。

#### 【トレーニング拠点誘致に向けた調査研究】

- 2020年東京パラリンピックに向けたナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の誘致に向け、調査研究に県単独で予算（1,000千円）を確保。

# 手話言語法(仮称)及び情報コミュニケーション法(仮称)の制定について

## 《提案・要望の内容》

○手話言語法(仮称)を制定し、手話を使いやすい社会の実現に向けて取り組むこと。

※既に、障害者基本法において手話が言語であることは明確に位置付けられているが、音声言語中心の現代社会をろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分である。

※鳥取県においては、平成25年10月に「鳥取県手話言語条例」を制定。その後、北海道石狩市、北海道新得町、三重県松阪市においても同様の条例が制定されたほか、手話言語法制定を求める意見書が多くの方で採択されるなど、国内的にも手話言語法(仮称)制定に向けた萌芽が表れてきている。

※手話言語法(仮称)の制定に当たっては、手話の重い歴史を踏まえつつ、ろう者、手話通訳者、事業者、行政機関等の意見を聴きながら検討することが必要である。

○情報コミュニケーション法(仮称)を制定し、誰もが必要な情報を得て、コミュニケーションを図れる地域社会の実現に向けて取り組むこと。

※音声や文字表記等による意思疎通が困難な障がい者は、これらに代えて、手話、筆記、点字、触覚等を使用して意思疎通を図るが、このような障がい特性について、社会の理解や配慮は十分とは言えないのが実態。

※情報アクセス及びコミュニケーションの保障は、障がい者が社会参加する上での基盤となるものであり、法整備が必要である。

※鳥取県においては、「鳥取県手話言語条例」の制定により手話の取組を前進させるとともに、これをさらに広げ、情報アクセス及びコミュニケーションに関する支援についても取組を強化しているところ。

## <参考：本県の取組>

### 1. 鳥取県手話言語条例の制定

- 平成25年10月、鳥取県議会において「鳥取県手話言語条例」が全会一致で可決・成立。
- 手話を言語として正面から認めた条例は全国初。
- 可決日にはその瞬間に立ち会おうと、全国から100人近いろう者・関係者が県議会に集結。



### 2. ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業

- タブレット型端末のテレビ電話機能を通じ、手話通訳者(手話通訳センターに常駐)が画面越しにろう者と聞こえる人との手話通訳を行い、ろう者と聞こえる人のコミュニケーションをサポートする仕組み。
- 県内20名のろう者をモニターとして、ニーズ調査も兼ねてモデル的に実施。
- 本事業で使用するタブレット型端末には購入費助成制度を設定。(9割助成)
- 鳥取方式は窓口設置型だけではなく、ろう者が持っている端末からもセンターへアクセス可能。

# 持続可能な介護保険制度の構築について

## 《提案・要望の内容》

○介護保険制度は国の制度設計による社会保障制度であるため、持続可能な制度の再設計、国と地方の役割分担及び地方の財政負担のあり方について、十分な対応を講ずること。

- 1 低所得者対策として地方に新たな公費負担を求める改正が今国会で審議されているが、制度設計者である国の責任において、適切な財政負担を行うこと。

〔※平成27年度からの第6期介護保険事業支援計画における保険料は、第5期の5,420円/月（全国平均：4,972円/月）からさらに2割程度増加し、6,000円台後半になる見込み。県、市町村の公費負担も増加が続いており、地方の負担は限界に来ている。〕

- 2 要支援者への介護サービスの市町村事業への移行や地域密着型通所介護の創設等の方針が示されているが、介護保険費用総額の縮減に向けた抜本的な見直しを検討すること。

〔※市町村事業への移行等により、制度が複雑化して市町村や市町村包括支援センターの事務量が急激に増す一方、介護保険費用総額の縮減はあまり期待できない。〕

- 3 お泊まりデイサービス問題など、現に発生している制度運営上の課題に対し、国において適切な対応を講ずること。

## <参考：本県の状況>

### 1. 介護保険料基本月額推移



### 2. デイサービス事業所における宿泊サービス実施状況（平成25年12月時点）

| 事業所数 | 実施あり | 実施率   |
|------|------|-------|
| 302  | 67   | 22.2% |

## 肝硬変及び肝がんの患者の支援について

### 《提案・要望の内容》

- ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成について、ウイルス性肝炎が原因であるすべての肝硬変・肝がん患者などの治療に拡充するなど、支援策のさらなる検討を進めること。

#### 1 肝炎医療費助成制度の拡充

※ 肝硬変・肝臓がんなどへの重篤化予防であり、助成対象となる治療法は、主に肝炎ウイルス除去（肝炎の根治）のための治療に限定されている。

- ・ B型及びC型ウイルス性肝炎・・・インターフェロン治療
- ・ B型ウイルス性肝炎・・・・・・・・核酸アナログ製剤治療

※ ウイルス性肝炎が原因であるすべての肝硬変・肝がん患者などの治療に拡充することが必要である。（医療費助成対象外の次の治療法も助成対象へ）

- ・ 肝硬変・肝がんになった場合の治療法
- ・ 肝庇護療法（慢性肝炎から肝硬変への進展を抑える治療方法）等の対処療法 など

#### 2 自己負担額の見直し

※ 保険医療費の自己負担限度額（1万円又は2万円）を上回る額を公費助成しているが、治療が長期にわたると本人負担が高額になるため、自己負担限度額の見直しが必要である。

（例： B型肝炎治療・・・核酸アナログ製剤の長期継続投与が必要）

### <参 考>

#### 1 保険医療費の自己負担限度額

| 世帯の市町村民税（所得割）課税年額 | 自己負担限度額（月額） |
|-------------------|-------------|
| 235,000円未満        | 10,000円     |
| 235,000円以上        | 20,000円     |

#### 2 ウイルス性肝炎の患者・感染者の推定数及び肝炎医療費助成対象者数

|    | ウイルス性肝炎の患者・感染者の推定数 | 肝炎医療費助成対象者数<br>（平成25年3月末現在） |      |
|----|--------------------|-----------------------------|------|
|    | 全 国                | 全 国                         | 鳥取県  |
| B型 | 110～140万人          | 50,238人                     | 631人 |
| C型 | 190～230万人          | 12,878人                     | 75人  |

※鳥取県の肝炎ウイルス陽性率は全国に比べ高い。（平成24年度健康増進事業）

|    | 全 国 | 鳥取県 |
|----|-----|-----|
| B型 | 0.8 | 1.7 |
| C型 | 0.5 | 0.5 |

## 表層型メタンハイドレートの調査研究について

### 《提案・要望の内容》

- 日本海の海底に賦存している表層型メタンハイドレートについては、平成26年度に鳥取県沖で資源量把握のための音波を使った地質調査が開始されるが、昨今の世界情勢からも国産エネルギー資源開発の重要性は喫緊の課題といえる。については、計画されている調査等に加えて、地質サンプルの取得等も実施し、埋蔵量の詳細な把握を加速すること。
- また、資源量探査の実施と同時に、表層型についての採掘方法の研究と技術開発を進めることで、実用化試験を経て出来る限り早期に採鉱などの事業化を実現すること。

※平成25年7月～8月、明治大学研究・知財戦略機構・ガスハイドレート研究所が日本海の隠岐東方(隠岐トラフ)及び秋田-山形沖(最上トラフ)において海洋調査を実施。鳥取沖と秋田-山形沖でメタンハイドレートを採取したことが平成25年9月20日に公表された。

### <参考>



[出典：平成25年11月29日 資源エネルギー庁 News Release に写真追加]

## 微小粒子状物質等、広域大気汚染に対する取組の推進について

### 《提案・要望の内容》

- 大陸からの微小粒子状物質（PM2.5）や黄砂等の大気汚染の影響を軽減するため、TEM（日中韓三カ国環境大臣会合）プロジェクト及び黄砂対策プロジェクトの推進や公害防止技術の提供等、中国等関係国への大気汚染の発生抑制に対して支援を行うとともに、抜本的な対策を取るよう要請すること。
- 近年、広域汚染や越境汚染が問題となっているPM2.5や光化学オキシダントなど、黄砂問題を含め大気汚染物質に関する実態解明調査・研究を推進すること。併せて、PM2.5等の健康影響に関する知見を収集し、防護措置とともに分かりやすく情報提供すること。

※ 中国においては、PM2.5の値が $1,000 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える値が報道されるなど、大気汚染が深刻であり、その広域的汚染が日本にも及んでいると言われている。鳥取県においても、PM2.5の環境基準は達成されておらず、また、暫定的な指針値を超えた日も見られている。また、光化学オキシダントの環境基準も本県は達成できていないが、全国的にも同様であるところ。

※ PM2.5や黄砂は、呼吸器疾患やアレルギー等人の健康に影響を及ぼすことも懸念されており、また、全国的に黄砂観測日には、有害重金属類が非黄砂観測日に比べ高濃度で検出される傾向が見られる。

※ 特に、PM2.5の人への健康影響に関しては、住民の関心が非常に高いにも拘わらず、知見が乏しく、国が提供されているQ&Aにおいても、PM2.5の健康リスクは未だ曖昧なものとなっている。

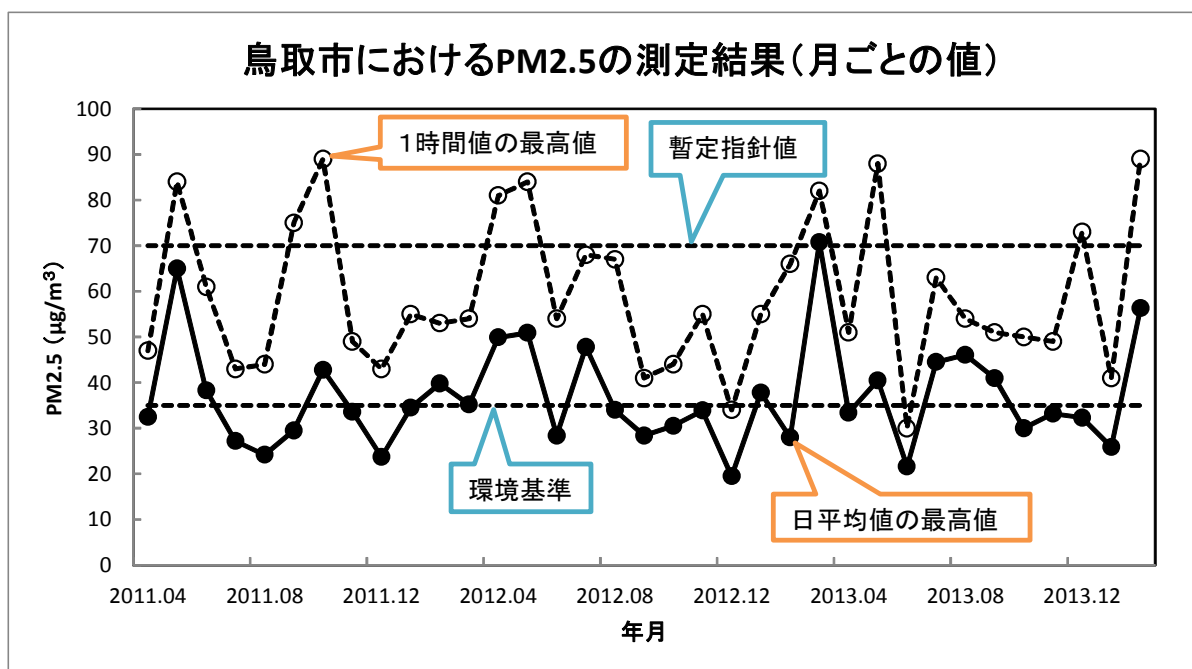
※ 近年、日本への黄砂の飛来回数が増加傾向にあり、鳥取県においても飛来回数は直近の約10年間では、それまでの10年間の2倍以上にも増加し、また数年前からは、近年見られなかった秋から冬にかけても飛来が確認されるなどの状況がある。今後も中国内陸部等の砂漠化の進行に伴い、黄砂の発生回数の増加等が懸念されているところであり、韓国においては、大飛来時には学校休校等の影響も見られる。

※ 平成25年10月30日にロシア沿海地方（ウラジオストク市極東連邦大学）で開催された、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、江原道、吉林省及び本県で構成される第6回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会において、PM2.5について、地域共通の課題としての認識、対策実施に向けた情報交換等の取組を呼びかけたところ。



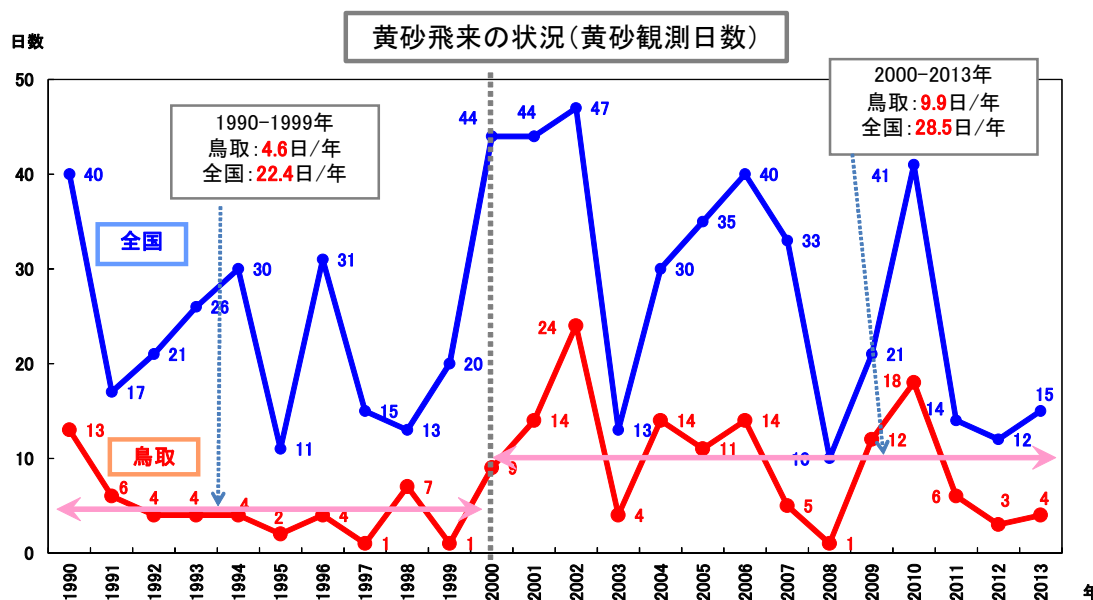
<参考>

(1) 微小粒子状物質の測定状況



- 鳥取県では、PM2.5を平成23年度より測定しているが、過去の1時間値の最高値は、 $89 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を記録している。
- 国の暫定的な指針値(日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ )を超える値を測定した日が見られている。

(2) 近年の黄砂飛来状況



- 平成12年以降、日本への黄砂の飛来回数は増加し、中国内陸部等の砂漠化の進行に伴い、今後も黄砂の発生回数が増加が予想される。
- 黄砂観測日には、マンガン、ニッケルといった有害重金属類が非黄砂観測日に比べ高濃度で検出される傾向が見られ、健康への影響が指摘されている $2.5 \mu\text{m}$ 以下の微小粒子が含まれることも明らかとなっている。

# ジオパーク活動の取組への支援について

## 《提案・要望の内容》

- ユネスコの正式プログラム化を積極的に推進すること。
- 国内におけるジオパーク活動を推進するため、国において所管する官庁を設けるなど、一体的な推進体制を整えること。
- ジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。
- ジオパークに親しむ観光の充実や学校教育での活用などの取組を支援すること。

- ・ユネスコにおいて、ジオパーク活動を「支援プログラム」から「正式プログラム」とすることについての検討が進められているところ。
- ・教育、観光、産業振興、環境などのジオパークに関する幅広い行政分野を統括する省庁がなく、国としての一体的な推進体制が望まれている。
- ・科学的に貴重な地質や地形などを含む自然公園（地質遺産）を保護し研究に活用するとともに、教育や地域振興に活かすことを目的としたジオパーク活動の取組が国内外各地で活性化。

### <経過>

- H16 (2004) ユネスコの支援により「世界ジオパークネットワーク」が設立
- H21 (2009) 「日本ジオパークネットワーク」設立
- H22 (2010) 山陰海岸ジオパークが世界ジオパークネットワークに加盟

### <日本国内のジオパーク> (H26年4月現在)

|           |    |                              |
|-----------|----|------------------------------|
| ・世界ジオパーク  | 6  | (山陰海岸、洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、室戸、隠岐) |
| ・日本ジオパーク  | 27 |                              |
| ・認定を目指す地域 | 16 |                              |
| 合計        | 49 | 地域 (35都道府県)                  |

- ・国内外において、世界ジオパークネットワークの知名度はまだ低く、国レベルでのPRや、学校教育でのジオパークの活用（教科書への掲載等）などが重要

## <参考>

### 《山陰海岸ジオパーク》

#### ○ジオパークテーマ

日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし

#### ○主な地形・地質学的特徴

- ・日本海沿岸の多様な海岸地形（鳥取砂丘、浦富海岸など）
- ・第四紀における地磁気逆転期の発見（玄武洞）
- ・火成活動の影響を受けた豊富な温泉資源（岩井温泉、城崎温泉など）

(鳥取砂丘)



(浦富海岸)



## 職業訓練の環境整備について

### 《提案・要望の内容》

- 公共職業訓練の受講者のために、支援制度の柔軟な対応を可能にすること。
- 一定の要件を満たす職業訓練受講者に対し支給されている訓練手当は、近年支給対象者が拡充されているが、国の予算額は年々減少している状況にあるため、適正な予算額を確保すること。

### <参考>

#### ○支援制度の柔軟な対応

- ・子育て中の女性、未就労若年者など、就職が困難な者のための職業訓練制度を充実させ、受講者のニーズに応じた柔軟な対応をお願いしたい。

例：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する施設内訓練 及び都道府県が実施する普通課程への託児サービスの充実など

#### 【子育て中の職業訓練に関するアンケート結果（平成25年9月実施）】

- ・調査方法：鳥取県内3か所のハローワーク内に設置されたマザーズハローワーク等への来所者に回答を依頼（総回答者数：215人）
- ・職業訓練を受講する上での課題

| 項目          | 回答者数 | 割合  |
|-------------|------|-----|
| 育児環境の充実     | 175人 | 81% |
| 一日の訓練時間（長さ） | 45人  | 21% |
| 訓練期間（長さ）    | 30人  | 14% |

#### ○適正な予算額の確保

- ・支給対象者は拡大しているにもかかわらず、国の予算額は減少している。
- ・本県への交付額については、平成26年度分は本県の要望額が認められた。

訓練手当の予算措置状況（鳥取県交付額）

（単位：千円）

| 年度  | 平成22   | 23     | 24     | 25     | 26     |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 交付額 | 20,177 | 23,904 | 21,345 | 18,237 | 22,641 |

## 青年就農給付金の制度拡充について

### 《提案・要望の内容》

○新規就農者の育成・確保、定着支援対策を強化するため、青年就農給付金について、以下のとおり制度の拡充、要件緩和を行うこと。

#### 【準備型】

- 青年就農給付金（準備型）について、先進農家等で研修する際に、受入農家の負担が非常に大きいことから、研修体制を強化するためにも受入農家への研修手当を支給するなど、制度の拡充を図ること。
- また、今回、研修終了後に親元就農する者も支援対象となったが、5年以内に経営継承しなければならないなど要件が厳しく、支援対象が一部に限定されることから要件の見直しを図ること。

#### 【経営開始型】

- 今回、農地要件について親族からの貸借が主であっても対象とされることとなったが、5年間の給付期間中に、その農地を所有権移転しない場合は全額返還という要件が付されており、支援対象が一部に限定されることから要件の見直しを図ること。

#### 【準備型】

※青年就農給付金（準備型）について、本県においてもH26年度から研修機関として先進農家を位置づけるよう検討している。

※一方、先進農家を研修機関とすると研修計画や研修状況報告書作成への関与、研修実施状況確認時の面談及び指導への協力など、事業を実施する上で受入農家の負担が過大。

※農家での実践的な研修は新規就農者の育成に有効な手法であり、当県でも今後、受入体制を強化していきたいと考えているが、受入農家への研修手当等の支給を行うなど制度の拡充をお願いしたい。

※親元就農者が準備型の給付を受けた場合、就農後5年以内に経営を継承するか又農業法人の共同経営者にならない場合は全額返還となっている。

※例えば、新規学卒者等、若年層の者が親元就農する場合、その親等は現役世代が中心であり、速やかな（5年以内の）経営の継承は非現実的であり支援を受けられない。

#### 【経営開始型】

※親からの経営継承や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象とされているが、農地要件について「親族からの貸借が主であっても対象とするが、その場合5年間の給付期間中に親族から貸借している農地を所有権移転しない場合は全額返還」という要件が付され、相続問題等が絡み支給が困難な事例がある。

### 【参考：県独自の支援措置等】

- 鳥取県はH25年度まで、青年就農給付金（準備型）について先進農家を研修機関として位置づけてこなかったが、今後、新規就農者の育成強化を図るため、対象とする方向で検討。
- 先進農家での新規就農者の実践研修を行う県単独事業（鳥取へI J Uアグリスタート研修事業）では受入農家への支援措置を講じている。
  - ・支援額：40,000円／月
- また、農家後継者が親の経営に参画する場合に、親元で農業技術の習得のために行う就農研修を支援する県単事業「親元就農促進支援交付金」をH26年度創設。
  - ・支援額：100,000円／月（県2／3、市町村1／3） 最大2年間
  - ・交付対象者：55歳未満の後継者に研修を行う認定農業者等の農業経営主

# 県民の安全安心を守る治水事業（直轄事業）の推進について

## 《提案・要望の内容》

○県民の安全・安心を確保するため、浸水被害や土砂災害の危険度の高い地域などにおける直轄事業を推進すること。

【河川事業】 中海湖岸堤短期整備箇所等の促進並びに短中期整備箇所の前倒し着手、青木地区の整備促進等を行うこと。

斐伊川：中海湖岸堤整備箇所

**短期** 完了：崎津漁港、米子港

事業中：渡漁港（築堤、樋門）、米子空港南（築堤）、貯木場（築堤）、旗ヶ崎承水路（樋門）

**短中期** 未着手：5箇所（米子港（防波堤、ポンプ場前）ほか）

**中期** 未着手：3箇所（米子空港北ほか）

日野川：青木地区（河道掘削＜流下能力向上＞）、河川整備計画策定

天神川：小鴨地区、米積地区外（河道掘削＜流下能力向上＞、侵食対策）

千代川：佐貫～用瀬区間外（河道掘削＜流下能力向上＞、堰改修）

徳吉地区（河道掘削＜流下能力向上＞）

【砂防事業】 三の沢箇所外等の土砂流出防止を促進すること。

日野川流域：三の沢箇所外（土砂流出防止）

天神川流域：野添箇所外（土砂流出防止）

【海岸事業】 皆生工区の景観保全（施設改良）や、両三柳工区の侵食対策等の促進を図ること。

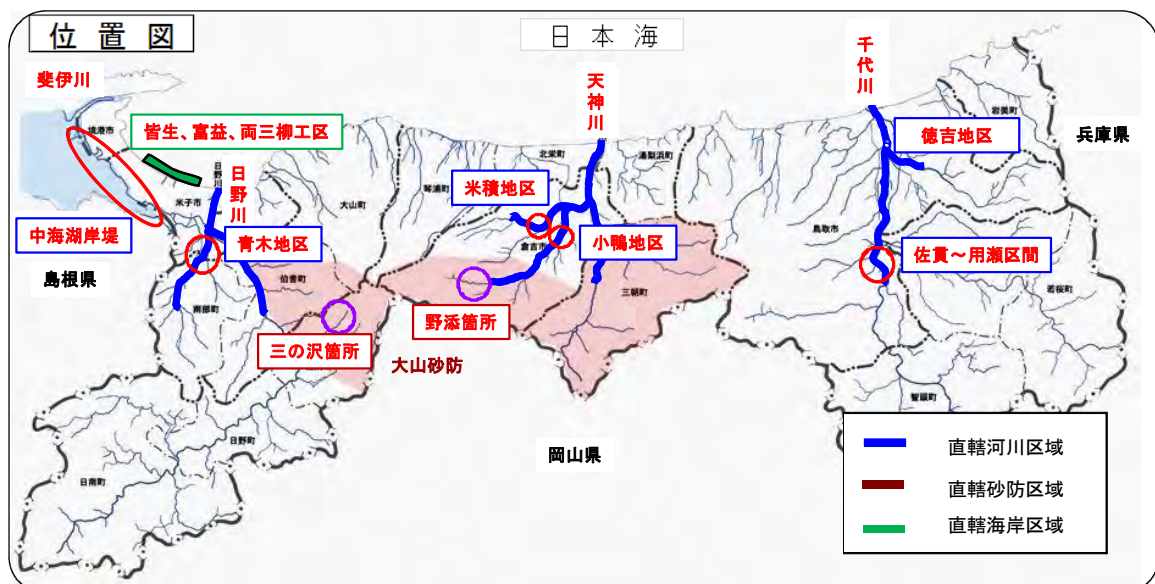
皆生海岸：皆生工区（施設改良）、両三柳工区（侵食対策）

富益工区（養浜工）

※近年、全国各地で台風や「ゲリラ豪雨」など局地的な豪雨が多発し、甚大な人的被害が発生したところ。

※鳥取県内の直轄管理区間の平野部には人口が集積しており、ひとたび水害が発生すればかけがえのない生命・財産が奪われかねない状況にあるが、それぞれの河川は、中国山地から発する急流河川であり、急激な水位上昇や土砂堆積等によってこれまでも浸水被害が発生しており、平成25年7月、8月、9月と立続けに集中豪雨が発生し、鳥取市では避難勧告が発令されるなど、住民が安心して生活を送られるよう着実な治水対策を講じることが不可欠。

※皆生海岸では、県内で初めて海岸水防警報が発令された平成25年10月の台風26号の波浪により浜崖が発生しており、早急に侵食対策の検討が必要。



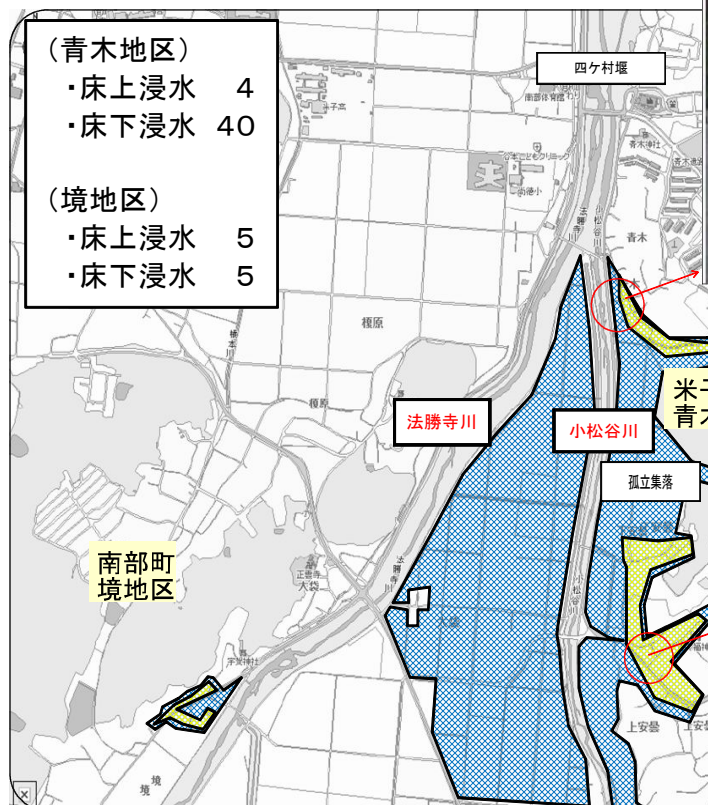
<参考>

【河川事業】

・日野川（青木箇所）

平成23年7月の台風12号では、法勝寺川の水位上昇の影響で、県管理の小松谷川沿いの米子市青木地区で浸水被害が発生したほか、法勝寺川沿いの南部町境地区で浸水被害が発生（床上9戸、床下45戸）し、県道が通行止めとなり、一時集落が孤立した。

<青木箇所の浸水状況>



・斐伊川（中海湖岸堤）

大橋川改修に先行し、中海湖岸堤の短期整備箇所（全6箇所）の促進と、続く短中期整備箇所等が順次前倒して着手できるように、関係機関の調整を進める必要がある。



樋門設置工事に着手した、旗ヶ崎承水路の状況（平成26年3月）

## 【砂防事業】

### ・日野川流域

※多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」では、特に梅雨時期や台風時期に大山南壁の沢（一の沢、二の沢、三の沢）で土石流が発生し、大山環状道路が通行止めになるなど観光資源としての価値を下げるとともに、下流域の住民は土石流による災害の不安を抱えている。

<大山南壁下流域土砂流出状況>



## 【海岸事業】

### ・皆生工区

平成25年10月中旬の台風26号では、強風により皆生海岸に県内で初めて水防警報が発令され、浜崖が発生した。

<浜崖の発生状況>

南東方向を望む



北西方向を望む





## 太平洋クロマグロ資源管理の取組について

### 《提案・要望の内容》

- クロマグロ漁業が持続的なものとなるよう、大中型まき網漁業だけでなく沿岸漁業を含め、国内全体でのより適正な資源管理措置を検討すること。
- 併せて、資源管理措置を実効あるものとするため、多くの未成魚を漁獲するメキシコや韓国等に対し、未成魚の漁獲抑制をするよう強く働きかけること。

### <参考>

- ・国は未成魚を保護し親魚資源を10年以内に中位水準に回復させるため、2015年以降の未成魚漁獲量を2002-2004年平均レベルから半減する方向性を示しているが、大中型まき網漁業者からは資源管理の必要性は理解できるが、未成魚漁獲量の半減は影響が大きすぎ、漁業経営が継続できないとの声。また、荷受業者や仲買業者等の市場・流通関係者からは地域経済への影響を心配する声もある。
- ・また、メキシコ、韓国等は、多くの未成魚を漁獲しており、日本国内におけるクロマグロ流通量減少に伴って需要が高まり、日本への輸出量が急増することも懸念される。

※太平洋クロマグロ国別漁獲量（2012年）

単位：トン

|     | 日本    | 韓国    | 台湾  | メキシコ  | 米国  | その他 | 合計     |
|-----|-------|-------|-----|-------|-----|-----|--------|
| 未成魚 | 3,815 | 1,406 | 0   | 5,280 | 516 | 0   | 11,017 |
| 成魚  | 2,468 | 16    | 213 | 1,388 | 144 | 24  | 4,253  |
| 合計  | 6,283 | 1,422 | 213 | 6,668 | 660 | 24  | 15,270 |